

浜松市ホームレス等緊急一時保護事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（平成14年法律第105号）第2条に定義されるホームレス及びホームレスとなるおそれのある生活困窮者（以下「ホームレス等」という。）に対して、一時的に宿泊施設等において宿泊と食事等を提供することに関し必要な事項を定める。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は浜松市とし、事業の実施にあたっては宿泊施設等に委託して行うものとする。また、浜松市と事業の委託を受けて緊急一時保護事業を行う施設は、相互に緊密な連絡を保ち、この事業の円滑な運営に努めるものとする。

(対象者)

第3条 この事業の対象となる者は、浜松市内に所在するホームレス等であり、かつ次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 入院及び外来診療のために急迫保護し、退院及び治療した者
- (2) 生活保護を申請する意思があり、居宅確保まで保護が必要な者
- (3) 医療機関において治療の必要はないが、体力的に衰弱している状態にあり、緊急に保護が必要な者
- (4) その他福祉事務所長が必要と認める者

(緊急一時保護の期間)

第4条 緊急一時保護の期間は、原則4日以内とし、福祉事務所長が必要と認めるときは、7日以内とすることができる。ただし、年末年始など浜松市の休日を定める条例（平成元年条例第76号）の期間が連続して6日を超える場合は11日以内とすることができる。

(緊急一時保護の決定等)

第5条 緊急一時保護を必要とするホームレス等に対し、福祉事務所長は速やかに緊急一時保護の要否について決定し、実施する施設に通知する。

(様式第1号)

- 2 前項の施設への通知は、極めて緊急性が高いため、口頭にて行うことができる。ただし、後日必ず書面にて行うものとする。

(経費)

第 6 条 緊急一時保護に要する経費 (食費等を含む) は、浜松市が負担する。

2 前項に定める費用は施設ごとに利用実績に応じて、1 日 1 人あたりで算出されるものとする。ただし、費用の上限は 7 , 0 0 0 円とする。

(報告)

第 7 条 実施施設の長は、当該ホームレス等の緊急一時保護事業終了後に福祉事務所長を経由して浜松市長へ実施状況を報告しなければならない。(様式第 2 号)

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

浜健福 号
平成 年 月 日

様

浜松市 区福祉事務所長

ホームレス等の緊急一時保護の決定について(通知)

当福祉事務所において下記の者を緊急に援助が必要と判断し、要保護者として決定しましたので、通知します。

なお、保護予定期間は下記のとおりですので、終了の際は、担当者への連絡をお願いします。

記

1. 要保護者氏名 年 月 日生
2. 保護予定期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
3. 保護の理由

ホームレス等の緊急一時保護事業実施結果報告書

(受託者名) _____

(あて先) 浜松市長

(福祉事務所名) _____

平成 年度ホームレス等の緊急一時保護事業の実施結果について、以下のとおり報告します。

番号	ふりがな	生年月日	性別	保護開始日	保護終了日	宿泊数	保護の理由	福祉事務所記入欄
	氏名							生活保護の申請状況
1		年 月 日(歳)	男・女	平成 年 月 日	平成 年 月 日	泊		有 申請日:平成 年 月 日 住 所:
	無 (理由)							
2		年 月 日(歳)	男・女	平成 年 月 日	平成 年 月 日	泊		有 申請日:平成 年 月 日 住 所:
	無 (理由)							
3		年 月 日(歳)	男・女	平成 年 月 日	平成 年 月 日	泊		有 申請日:平成 年 月 日 住 所:
	無 (理由)							
4		年 月 日(歳)	男・女	平成 年 月 日	平成 年 月 日	泊		有 申請日:平成 年 月 日 住 所:
	無 (理由)							
5		年 月 日(歳)	男・女	平成 年 月 日	平成 年 月 日	泊		有 申請日:平成 年 月 日 住 所:
	無 (理由)							

受託者は福祉事務所記入欄に記入しないでください。